困ったとき、わからないときは・・・

消費生活センター 県民サービスセンター にしよう!

北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会 古川法律相談センタ-

0229-22-4611

栗原圏

仙台圏

大崎圏

登米圏

石巻圏

~ 1

気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏

0226-22-7000

仙台弁護士会 気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会 登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所 県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会 石巻法律相談センター

0225-23-5451

宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会

法律相談センター 022-223-2383

大河原地方振興事務所 県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会 県南法律相談センター

0224-52-5898

仙南圈

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00 ※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、 本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html

みやぎの消費生活情報



検索!



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAG

INDEX

- ◆5月は「消費者月間」です
- ◆ハガキによる架空請求にご注意
- ◆新元号への改元に便乗した詐欺等にご注意を
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ



5月は「消費者月間」です

<消費者月間とは>

「消費者保護基本法」(現在は「消費者基本法」)が昭和43年5月に施行されてから20周年を迎えたことを機に、昭和63年から、毎年5月を「消費者月間」としています。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を行っています。

2019年度「消費者月間」統一テーマ

『どもに築こう 豊かは消費社会 ~誰一人取り履むなり 2019~

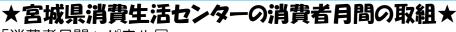
国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

このような社会の実現のためには、消費者自らが、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。



「SDGs(エスディージーズ)」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。





○「消費者月間」パネル展

県庁1階ロビー開催:

2019年5月13日~17日

県図書館開催:

2019年5月23日~30日

これを機会に、消費生活について



皆さんで考えてみませんか?

©宮城県・旭プロダクション

ハガキによる架空請求にご注意

「民事紛争相談センター」や「民事訴訟管理センター」など、あたかも公的機関のような名称をかたった架空請求ハガキが届いたという相談が多く寄せられています。

ハガキには「民事訴訟」、「不動産の差し押さえ」、「最終通達」など不安をあおる言葉が記載してあり、文末に「必ずご本人様からご連絡頂きますように」などと記載されています。

ハガキに記載してある「問い合わせ番号」に連絡してきた人をターゲットに、 執拗に支払いを強要するのが手口と思 われます。



↓送付されたハガキの見本

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号(わ)797

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、 現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えが強制的 に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の 適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、 本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本 人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 平成31年3月18日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口 03-

受付時間(日、祝日は除く)

平日9:00~20:00 / 土曜日11:00~17:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関

★アドバイス★

- 身に覚えがなければ連絡してはいけません。無視しましょう。
 - ※ ただし、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」等と記載されている場合は、書類の真偽の判断はむずかしいので、放置せず、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口や裁判所に相談することが重要です。裁判所の管轄地域・連絡先については、裁判所のホームページ内にある「各地の裁判所」でも確認することができます。
- ハガキに記載されている連絡先に、個人情報を漏らさないようにしましょう。
- 請求された内容について不明な点があったり不安な場合は、 ハガキに記載されている連絡先に連絡するのではなく、お住まいの 地域の消費生活相談窓口に相談しましょう。
- お金を払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。



新元号への改元に便乗した詐欺等にご注意を

平成31年4月30日の天皇陛下の御退位、5月1日の新元号への改元に関連して、これに 便乗した詐欺等が発生しています。

- 自治体職員を名乗り、「返還金がある。元号が変わるため、すぐに手続きが必要なので、口座番号を教えてほしい」などと電話があり、その後、自宅を訪れた者にキャッシュカードを渡してしまった。
- 金融機関を名乗り、「改元によりキャッシュカードを変更する 必要がある。銀行口座・暗証暗号を記載し、カードを返送し てほしい」という封書が届いた。



★アドバイス★

- 事業者団体や銀行等の機関が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを送るように指示することはありません。
- 電話や訪問をされたり、書類が届いたりしても、絶対に暗証番号や口座番号等を教えたり、 キャッシュカードや現金を渡したりしないでください。
- 少しでも不審に思ったら、警察や消費生活センターにご相談ください。

宮城県消費生活センターからのお知らせ

●お休みについて●

ゴールデンウィーク期間中の宮城県消費生活センターの相談受付日は、下の表のとおりです。また、5月18日(土)と19日(日)は、県庁舎の電気設備定期点検に伴いお休みとなりますので、ご了承願います。

4月						
月	火	水	木	金	土	
22	23	24	25	26	27	28
$\gg <$	\mathbb{X})	
5月						
月	火	水	木	金	土	
		X	\mathbb{X}	X	X	5
$\gg \!$	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	$\not \gg$	$\not \gg$
20	21	22	23	24	25)	(26)
27	28	29	30	31		

<相談受付時間>

- しるしのない日(平日)午前9時~午後5時
- ・○で囲われた日(土日)午前9時~午後4時
- ×の日はお休みです。

